

## 第13回農業資材審議会農薬分科会 議事概要

### 1. 開催日時及び場所

日時： 平成24年1月18日（水）10：00～11：00

場所： 農林水産省第2特別会議室

### 2. 出席委員（敬称略）

安藤洋次、小島正美、福林憲二郎、宮本美子、山野優子、山本廣基、  
吉田緑、上路雅子、大森敏弘、塚田悟、中村幸二、永吉宮子、根岸寛光、  
福山研二、堀江康雄、国見裕久、牧野孝宏

### 3. 会議の概要

- 農薬取締法第9条第2項の規定により販売を禁止する農薬の指定について農薬取締法第9条第2項の規定により販売を禁止する農薬の指定について諮問され、エンドスルファンを農薬の販売の禁止を定める省令に規定する物質に追加することが適当である旨答申された。
  
- 委員からの主な質問は以下のとおり。
  - ・ エンドスルファンや既に農薬の販売の禁止を定める省令において指定されている農薬の回収率はどの程度か。
  - ・ エンドスルファンについて、農薬以外の用途はあるか。
  - ・ エンドスルファンの諸外国での規制状況はどうか。また、当該物質が諸外国において農薬として使用することが認められている場合、輸入される作物に残留し、日本の残留農薬基準を超過する可能性があるのではないか。
  - ・ 現在使用されていなくても過去に使用された農薬（ヘプタクロル等）が土壌に残留し、作物に移行し、残留基準値を超えてしまう問題があったが、エンドスルファンでは、こうした問題が起こる可能性はないのか。

これに対し、事務局から以下のとおり回答した。

- ・ 過去に販売禁止とした農薬については、失効時期が古く、販売禁止時には既に存在しないと想定されたものがほとんど。エンドスルファンについては、販売禁止にする時期と流通していた時期が近いこともあり、現在、関係者の協力のもと、農薬メーカーが回収を進めているところであり、今後回収量について報告してもらう予定。
- ・ 農薬以外の用途は認識していないが、仮にそうした用途があった場合には、他法令により国内担保措置がとられるはず。
- ・ 海外の状況について網羅的には把握していないが、インド等の途上国では使用を継続したいとの意向があり、用途を限って個別に製造・使用の禁止の除外を申請できるPOPs条約上の枠組みを活用するのではないかと考えられる。また、コーデックスの残留基準値も当面維持され

ることから、インポートトレランスとして、残留基準値が維持されるのではないかと考えている。

- エンドスルファンは、ヘプタクロルに比べ、土壌に残留することにより作物が汚染され、その作物が原因となって人畜に被害を及ぼすおそれは低いので、ヘプタクロルのような問題は生じないと考えている。

また、エンドスルファンのヒトへの健康影響について、委員より、JMPR の評価によれば、ADI は 0~0.006mg/kg 体重/日、主な毒性所見は腎臓と精巣であるとの紹介があった。

○ このほか、委員からの主な意見は以下のとおり

- エンドスルファンの販売・使用を禁止することについて、周知が不十分な場合、農家はその事実を知らずに使用する可能性があるので、商品名を明示したチラシを全農家に配るなど分かりやすくしっかりと周知すべき。
- エンドスルファンの食品中の残留状況についても把握しておくべき。
- 海外では、自閉症とエンドスルファンに因果関係があるかのような誤解の多い報道も過去にある。そうした報道が出ないよう、諸外国での評価結果等を整理しておき、さらにマスコミなどの問い合わせに対して、いつでも的確に答えられるよう科学的な立場からしっかりと考え方を示すことができるようにしておくことが重要。